

第2章 景観形成の基本方針(景観法第8条第3項)

1. 景観形成の理念
2. 景観形成の基本目標
3. 景観形成の基本方針



第2章 景観形成の基本方針 (景観法第8条第3項)

1. 景観形成の理念

本市は、穏やかな気候のもと、広大な駿河湾や南アルプスに代表される山岳、市街地を包み込む里山等の自然資源*に恵まれています。市街地は、これらの自然環境と調和し、東海道ベルトに沿った平坦な地形に広がっています。市街地内には、旧東海道沿いの歴史的なまち並みや歴史的資源が点在し、JR 静岡駅や JR 清水駅などを中心に商業・業務施設が集積しています。

このような本市の景観特性を踏まえ、海岸部から山岳地域までを一体的な都市として捉え、都市機能の集積メリットを活かし、豊富な地域資源等に輝きを与えながら、快適で魅力的な都市空間を創出することが大切です。

そこで、市民や事業者、市の各主体が適切な役割分担を行いながら、

都市と自然と人が調和し 心地よさが感じ続けられるまち

を創出することを、景観形成の基本理念として掲げます。

この基本理念に基づき、良好な景観を形成するため基本的な取り組み姿勢として、次の4点を掲げます。

育成

: 市民や事業者の景観に関する意識や感性を育みます。

協働

: 市民・事業者・市が景観の目標や方針を共有し、役割分担をしながら協働により、景観形成に取り組めます。

継承

: 風土や伝統が培った歴史や文化、美意識や感性を次世代へ継承し、持続性のある活動を進めます。

創造

: 新しい時代に応えるよう、先見性を持ち、新しい景観の価値を創造します。

2. 景観形成の基本目標

○豊かな自然環境に調和した景観形成

本市には、南アルプスの3,000m級の山々から駿河湾までの雄大で多様な自然が豊富に残され、その自然の多くが市街地近郊に位置し、市民が容易に享受できる恵まれた環境にあります。

このような雄大な山地や広大な海、豊かな田園風景をはじめ、市街地周辺や市街地内の丘陵地、里山、川、池、樹木などの自然を大切に維持・管理しながら、これら資源を活かし、かつ調和した景観形成を目指します。

○風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観形成

本市には、先人達が築いてきた豊かな歴史や文化を背景に形成された魅力的な歴史的・文化的景観が随所に存在するとともに、本市の風物詩となっている神事や祭り、伝統行事が数多く継承されています。また、江戸時代に端を発した地場産業や伝統工芸も盛んです。

こうした歴史的・文化的に価値の高い景観資源*を次代に確実に継承するとともに、失われつつある歴史的資源や埋もれている資源などを再発見しながら、創意・工夫によってこれらの資源が息づき、落ち着きやすさ、うるおいが感じられる景観形成を目指します。

○暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観形成

本市の市街地は、3方向を里山や丘陵地に囲まれ、駅を中心とした商業・業務の拠点や交通の利便性を活かしたまとまった工業地、低中層を基調とした住宅地等がコンパクトに形成されています。

今後も、このようなコンパクトな市街地のまとまりや地区の個性、資源を活かしながら維持管理することで、市民の暮らしや営みを豊かにし、住もう人、訪れる人が心地よいと感じるスケール感を持った景観形成を目指します。

○地域の魅力を引き出す基盤となる公共施設等の景観形成

道路や公園といった公共施設、ランドマークとなる公共建築物など（以下「公共施設等」という）は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

公共施設等のデザインの質を高め、地域の景観形成において先導的な役割を果たすため、周囲の自然環境や歴史に配慮し、地域の魅力を引き出す公共施設等の景観形成を目指します。

○人々の活動が輝き、豊かなコミュニティを育む景観形成

本市では、大道芸ワールドカップなどの文化・芸術イベント、サッカーなどのスポーツが盛んです。また、市民等による歴史的なまち並み保全活動や、自然や歴史、芸術などをテーマとした活動等は、地域の魅力向上に大きく寄与しています。

これらの市民一人ひとりの行動や活動が良好な景観をつくる第一歩であるという認識に立ち、このような活動が個性を持って輝き、豊かなコミュニティが育まれる景観形成を目指します。

*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

3. 景観形成の基本方針

景観形成は、地形や自然環境、土地利用、道路や公園などの都市基盤の整備状況等を踏まえて取り組む必要があります。そのため、静岡市総合計画、都市計画マスタープランにおける将来の都市機能の配置や土地利用の考え方を基本に、景観の骨格や構造を形成する「景観形成拠点(点)」、「景観形成軸(線)」と、景観の面的なまとまりである「土地利用類型(面)」の3つに区分し、それぞれの景観形成の基本方針を定めます。

1) 景観形成拠点の方針

①都市拠点

JR 静岡駅周辺は、本市の玄関口として、また「歴史文化の拠点」にふさわしい、風格と活気のある都市景観を目指します。

JR 清水駅周辺は、“みなとまち清水”の雰囲気を感じられ、「海洋文化の拠点」にふさわしい、賑わいある都市景観を目指します。

JR 東静岡駅周辺は、学術、文化・芸術、スポーツの場として、新たな都市の顔にふさわしい都市景観を目指します。



JR 静岡駅北口周辺



JR 清水駅周辺 (マリパーク)



JR 東静岡駅周辺

②地域拠点

JR 草薙駅周辺、JR 安倍川駅周辺、駿河区役所周辺は、地域住民を中心に多くの人々が集う場として、緑豊かでうるおいのある都市景観の形成を目指します。



JR 草薙駅周辺



JR 安倍川駅周辺



駿河区役所周辺

③工業・物流拠点

清水港、新静岡IC、新清水IC、清水いはらIC及び東名高速道路日本平久能山スマートICの周辺は、海辺の景観や山並み、まち並み等の周辺景観と調和した活気のある景観形成を目指します。

④歴史・文化拠点

本市の歴史を象徴する駿府城公園周辺、静岡浅間神社周辺、登呂遺跡周辺、久能山東照宮周辺、御穂神社・羽衣の松周辺、及び県立美術館周辺等は、歴史的、文化的な雰囲気を醸し出す景観形成を目指します。

「東海道二峠六宿」である、薩埵峠・宇津ノ谷峠の2つの峠、蒲原・由比・興津・江尻・府中・丸子の6つの宿場町は、歴史的なまち並みの保全や修景整備による沿道景観の形成・活用を図り、東海道の歴史が感じられる景観形成を目指します。

⑤自然拠点

麻機遊水地周辺、有度山、谷津山等は、市街地周辺でふれあえる重要な自然景観として保全、活用するとともに、街なかにあつてうるおいと安らぎを与える景観形成を目指します。

三保地区や用宗海岸等は、豊かな自然景観を活かした魅力ある海岸の景観形成を目指します。

山間地域の井川湖周辺や梅ヶ島温泉郷等は、自然の魅力を満喫できるよう保全、育成し、周囲の風景と調和した景観形成を目指します。

⑥眺望地点*

富士山や駿河湾をはじめとする本市の優れた眺望を後世に残していくため、眺望地点を指定し、眺望地点の整備と、そこからの眺望景観の保全を目指します。



清水いはら IC 周辺



駿府城公園周辺



三保真崎海水浴場



日本平夢テラスからの富士山や駿河湾の眺め

*【用語の解説】 眺望地点 → P用-2

2)景観形成軸の方針

①自然・水辺景観軸

○うるおい景観軸

市街地の中心部から四方の山地、丘陵地、海浜、河川等への方向は、それぞれの方向へ向う道路等の景観形成や眺望の確保などに配慮し、山、丘陵、海、川の自然景観との一体感のある景観形成を目指します。



山地への眺望が確保された道路

○河川景観軸

安倍川、藁科川、巴川、興津川、富士川は、身近な水辺として自然の保全や親水性を活かした景観形成を目指します。



巴川

○海岸景観軸

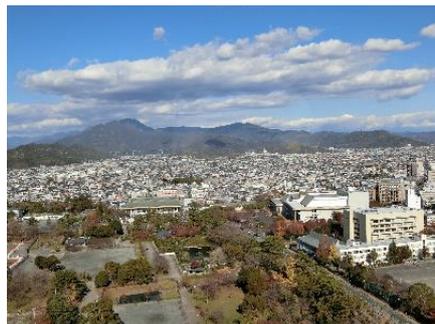
海岸及び沿岸一帯は、海辺の自然景観を保全するとともに、海辺の特性を活かしたうるおいと親水性に配慮した景観形成を目指します。



広野海岸

○市街地を囲むみどりの景観軸

竜爪山、満観峰、庵原山地、薩埵山、浜石岳、大丸山などの市街地の後背にある斜面緑地は、市街地のどこにおいても丘陵地や山地、里山のみどりを眺めることができる景観形成を目指します。



竜爪山、浜石岳などの山並み

②歴史的景観軸

旧東海道は、歴史的な雰囲気醸し出す沿道の景観形成を目指します。



旧由比宿場の沿道

③交通景観軸

○道路景観軸

東名高速道路、新東名高速道路、国道1号などの東西方向の交通軸、中部横断自動車道、国道52号、石田街道などの南北方向の交通軸については、市内外の人々が頻繁に利用する主要な道路であることから、緑化や並木道の維持・保全、無電柱化などにより、利用者が安全、快適に移動でき、静岡の良好な景観を印象づける道路の景観形成を目指します。

○鉄道景観軸

JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、静岡鉄道静岡清水線の沿線は、建築物や屋外広告物の形態意匠の誘導、緑化の推進などにより、良好な沿線景観の形成を目指します。



国道1号



巴川を横断する静岡鉄道

3)土地利用類型の方針

①市街地

市街化区域は、都市計画における用途地域と整合を図り、土地利用の状況を踏まえ、景観のまとまりや周辺環境と調和した景観形成を目指します。



東静岡駅周辺のまち並み

②郊外地

市街化調整区域は、里山、農地等の良好な景観を保全するとともに、田園景観と調和し、ゆとりやうるおいの感じられる集落地の景観形成を目指します。



郊外の集落地（足久保）

③中山間地

都市計画区域外は、豊かな山地の景観を保全するとともに、山並みや自然景観と調和した集落地の景観形成を目指します。



中山間地の集落地

図 景観形成拠点・景観形成軸の位置（市域全域）

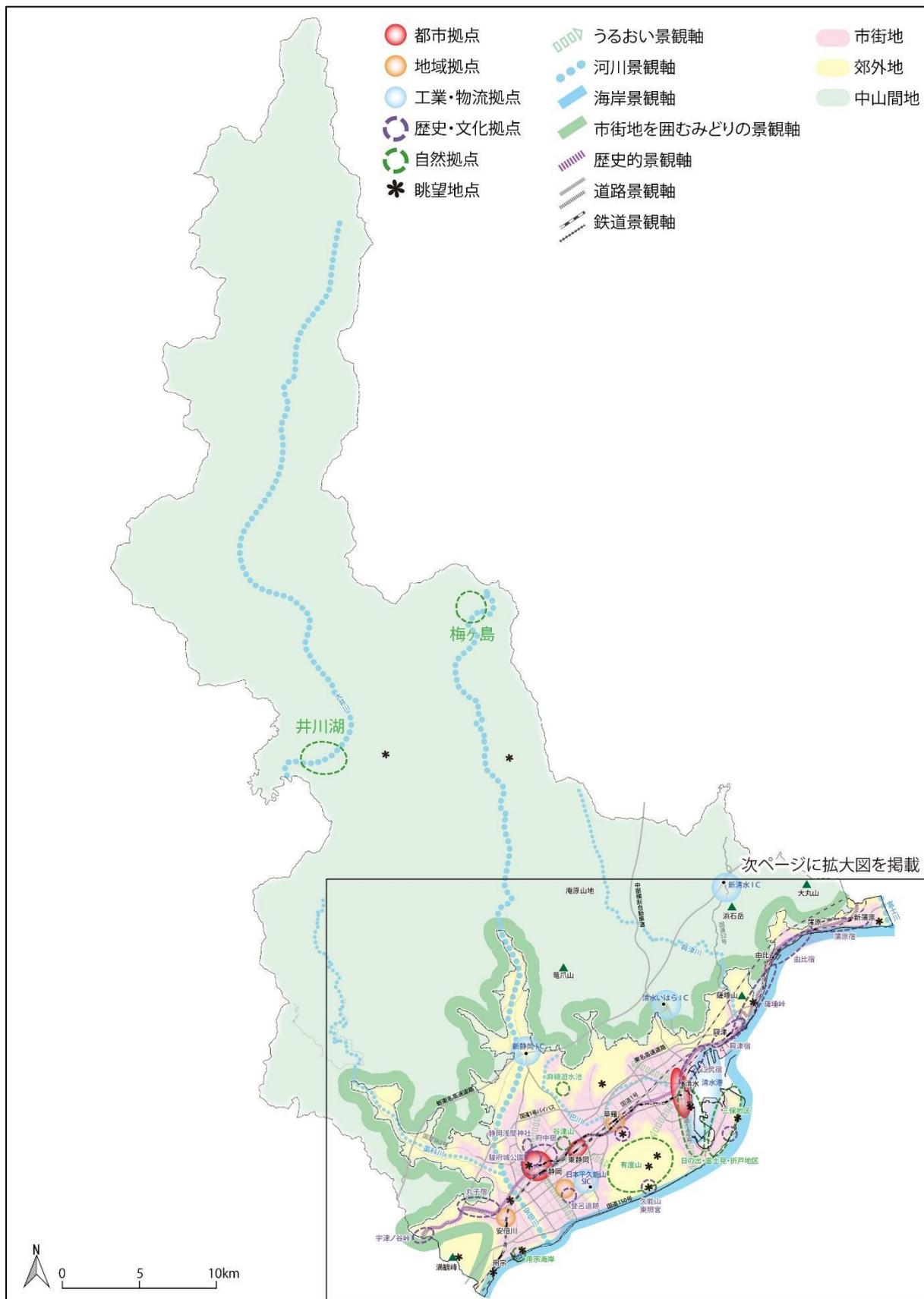
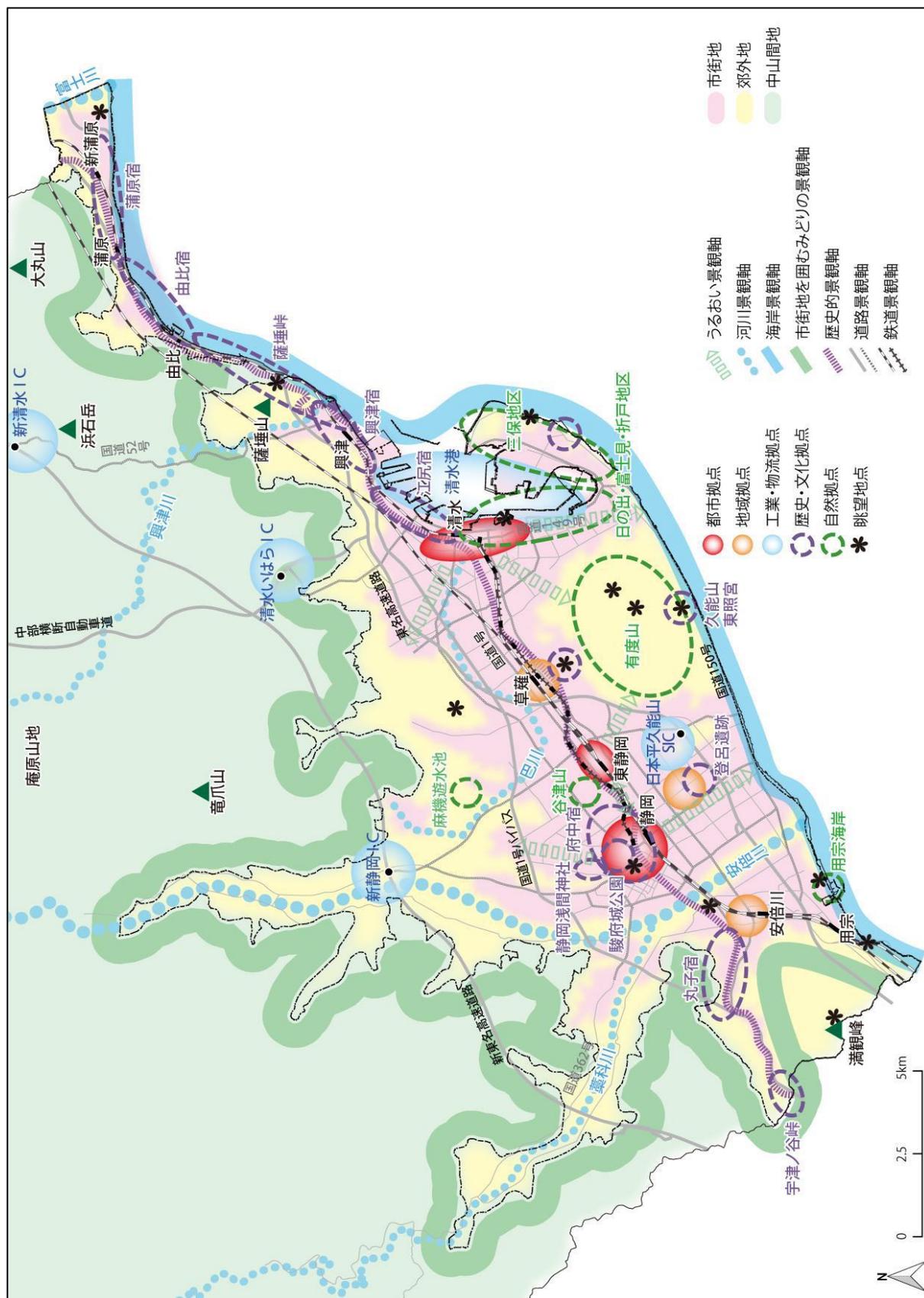


図 景観形成拠点・景観形成軸の位置 (拡大図)



コラム：都市計画マスタープランと立地画

都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2）に基づいて、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等を明らかにした、都市計画の基本的な方針を示すものです。

静岡市都市計画マスタープランでは「人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる 時代に合ったまちづくり」を基本理念に、それを具体化するための将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げています。

集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化

都市や地域の中心となる鉄道駅周辺やバスの利用しやすい地区に、市民生活に必要な都市機能を集約し、拠点性を高め、これらの拠点間を公共交通で結び、市民生活の質を高めていく

広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用

市街地周辺で、工業・物流などの産業集積により発展が見込まれる地域や、歴史・自然などの観光ポテンシャルが高い地域を効果的に活用していく

集約連携型
都市構造

『集約連携型都市構造』の概念図



次ページへ続く

立地適正化計画

都市再生特別措置法（第81条）に基づいて、都市計画マスタープランと一体となって「集約連携型都市構造」実現を図るために定める計画です。

市民生活に必要な都市機能を集約し、様々なサービスの充実を図る区域として、都市計画マスタープランの“都市や地域の中心となる鉄道駅周辺など”を「集約化拠点形成区域」に設定しています。

景観計画との関係性

景観計画は、都市計画マスタープランと適合させ、その基本理念や目標の具体化に向けて、総合的なまちづくりの推進とともに良好な景観形成を図るための計画です。

また、第3章に記載されている「都市景観促進地区」は、立地適正化計画に定められている「集約化拠点形成区域」に基づき設定されています。

コラム：良好な景観形成の主要な要素

景観を構成する人工的な要素には、建築物や工作物、屋外広告物などが挙げられます。これらは各地区の良好なまち並みを形成する上で重要であり、周辺景観と調和したものが求められます。

このため、第3章において、まち並みを構成する主な要素である「建築物」、「色彩」、「みどり」、「屋外広告物」の4つの要素について、施設の計画・設計の指針となる方針を定めています。

